

(参考2) 新規POPsの追加フロー

新規POPsの追加フロー
 附属書A, B及びCへの化学物質の掲載 (第8条) 及び附属書の改正 (第21条, 22条, 25条4)

*ここで「締約国等」とは、締約国及びオブザーバーをいう。

